

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 出 後

改 出 前

別表第1（第1条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(1) 飼料一般の成分規格

ア・イ（略）

ウ 次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

対象飼料	鶏（ブロイラーを除く。）用	ブロイラー用		豚 用		牛 用			
		幼 用	前 期 用	後 期 用	ほ乳 期用	子豚 期用	ほ乳 期用	幼 齢 期用	肥 育 期用
飼料添加物名	すう・中すう用								
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
モネンシナ	g力価	<u>80</u>	<u>80</u>	<u>80</u>			<u>30</u>	<u>30</u>	<u>30</u>
トリウム									
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注

- 1 対象飼料とは、次のものをいう。  
 鶏（ブロイラーを除く。）用（略）  
 ブロイラー用（略）

別表第1（第1条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(1) 飼料一般の成分規格

ア・イ（略）

ウ 次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

対象飼料	鶏（ブロイラーを除く。）用	ブロイラー用		豚 用		牛 用			
		幼 用	前 期 用	後 期 用	ほ乳 期用	子豚 期用	ほ乳 期用	幼 齢 期用	肥 育 期用
飼料添加物名	すう・中すう用								
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
モネンシナ	g力価	<u>80</u>	<u>80</u>	<u>80</u>				<u>30</u>	<u>30</u>
トリウム									
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注

- 1 対象飼料とは、次のものをいう。  
 鶏（ブロイラーを除く。）用（略）  
 ブロイラー用（略）

豚用 (略)  
牛用 ほ乳期用 生後おおむね3月以内の牛用飼料 (モネンシンナトリウムを含むものにあつては、主として離乳後の牛の育成の用に供する配合飼料であつて、脱脂粉乳を主原料とするもの以外のものに限る。)

幼齡期用 (略)  
肥育期用 (略)

2 (略)

エ～チ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 飼料一般の表示の基準

ア (略)

イ 飼料(飼料添加物を含むものに限る。)には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(7)～(7) (略)

(2) モネンシンナトリウムを含む牛用のほ乳期用飼料にあつては、次の文字

使用上の注意

1 生後おおむね3月以内の牛以外には使用しないこと(特に馬に給与すると障害を起こしやすいので注意すること。)

2 新たにこの飼料の給与を開始しようとする場合は、給与量を段階的に増加させていくこと。

(4) (略)

別表第2 (第2条関係)

1～7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(105) (略)

(106) アビラマイシン

ア 製造用原体

(7) 成分規格

豚用 (略)  
牛用 ほ乳期用 生後おおむね3月以内の牛用飼料

幼齡期用 (略)  
肥育期用 (略)

2 (略)

エ～チ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 飼料一般の表示の基準

ア (略)

イ 飼料(飼料添加物を含むものに限る。)には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(7)～(7) (略)

(2) (略)

別表第2 (第2条関係)

1～7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(105) (略)

(106) アビラマイシン

ア 製造用原体

(7) 成分規格

(略)

粗脂肪 20.0%以下

粗繊維 20.0%以下

(略)

(i) 製造の方法の基準

*Streptomyces viridochromogenes*のアビラマイシン生産菌株を好氣的に培養し、培養を終了した後、必要に応じて凝固剤として水酸化カルシウム等を加えて固形物を分離し、分離した固形物に必要なに応じてソイビーンミルランを加え、乾燥して製造すること。

(ii) (略)

イ 製剤 (略)

(107)～(159) (略)

(略)

粗脂肪 15.0%以下

粗繊維 10.0%以下

(略)

(i) 製造の方法の基準

*Streptomyces viridochromogenes*のアビラマイシン生産菌株を好氣的に培養し、培養を終了した後、必要に応じて凝固剤として水酸化カルシウム等を加えて固形物を分離し、分離した固形物を乾燥して製造すること。

(ii) (略)

イ 製剤 (略)

(107)～(159) (略)